

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年（2022年）7月11日付け山口刑企第259号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、2022年5月6日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「○警察署における2022年1月1日から5月6日までの告訴・告発事件処理月報、告訴・告発事件相談・申出等記録簿及び告訴・告発事件処理簿（編てつされる記録全てを含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、以下のとおり特定した。

(1) 告訴・告発事件処理月報

文書1 告訴・告発事件処理月報（令和4年1月）

文書2 告訴・告発事件処理月報（令和4年2月）

文書3 告訴・告発事件処理月報（令和4年3月）

文書4 告訴・告発事件処理月報（令和4年4月）

(2) 告訴・告発事件相談・申出等記録簿

文書5 警察安全相談カード（R03年〇〇月〇〇号）の写し

文書6 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書7 文書6の相談に関して警察官が作成した捜査資料

文書8 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書9 文書8の相談に関して相談者が提出した告発状の写し

文書10 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書11 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書12 文書11の相談に関して相談者が提出した資料の写し

文書13 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書14 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書15 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書16 文書15の相談に関して相談者が提出した資料の写し

文書17 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し

文書18 文書17の相談に関して相談者が提出した資料の写し

- 文書19 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し
- 文書20 警察安全相談カード（R04年〇〇月〇〇号）の写し
- (3) 告訴・告発事件処理簿（生活安全課）に編綴されている記録
 - 文書21 告訴・告発事件受理報告書
 - 文書22 告訴・告発事件処理報告書
 - 文書23 告発状の写し
- (4) 告訴・告発事件処理簿（刑事第一課）に編綴されている記録
 - 文書24 告訴・告発事件受理報告書
 - 文書25 告訴・告発事件処理簿
 - 文書26 告訴状の写し
- (5) 告訴・告発事件処理簿（刑事第二課）に編綴されている記録
 - 文書27 告訴・告発事件受理報告書（追番1）
 - 文書28 告訴・告発事件処理報告書（追番1）
 - 文書29 告発状の写し
 - 文書30 告訴・告発事件受理報告書（追番2）
 - 文書31 告訴・告発事件処理報告書（追番2）
 - 文書32 告訴状の写し

3 実施機関の処分

実施機関は、上記2の文書5から20までについては令和4年7月11日付で非開示決定を、文書21から32までについては同日付で開示請求の却下決定を行い、文書1から4まで（以下、「本件対象公文書」という。）について、同日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2022年8月2日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の2及び3のとおりであり、「告訴・告発事件取扱要領」の定めにより、〇〇警察署刑事第一課において作成、保管されていたものであり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条各号（非開示事由）の該当性について

(1) 条例第11条について

ア 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

また、条例第11条第2号に係る運用として、「氏名等を削除したとしても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、当該公文書のそれ以外の情報も開示しない」とされている。

イ 第4号について

条例第11条は、実施機関は、同条第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判

断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報などが考えられている。

(2) 判断

ア 条例第11条第2号について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書の文書1から文書4までの決裁欄の非開示部分に、警部補以下の階級にある警察官の印影が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

イ 条例第11条第4号について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書の文書1から文書4までの「2 未処理事件」欄中、「受理年月日」欄から「検察庁との協議」欄までの非開示部分に、特定事件に係る犯罪捜査の結果、判明若しくは特定した事実又は犯罪捜査の経緯等に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの情報を開示した場合、情報提供者、犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれがあり、将来の捜査に支障を生じるおそれがある、との実施機関の説明は特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

よって、これらの情報は、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」として、条例第11条第4号に該当することから、非開示が妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年 10月19日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 8月31日	事案の審議を行った。
令和6年 7月29日	事案の審議を行った。
令和6年 11月18日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	第一部会部会長
服部 麻理子	山口大学准教授	第一部会 部会長職務代理者
水谷 芳昭	公認会計士	

(令和5年8月31日まで)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	第一部会部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	第一部会 部会長職務代理者

(令和6年11月18日現在)